高齢者虐待防止について

令和6年度 介護保険サービス事業者集団指導

高齢者虐待って?

〇高齢者

- ①65歳以上の者
- ②65歳未満の者で養介護施設に入所等、又は 養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者

〇虐待

さまざまな解釈はありますが

弱い立場にある者に対して強い立場を利用してひどい(むごい)扱いをすること (新明解国語辞典)

つまり、高齢者虐待を広い意味で捉えると

65歳以上の者等が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される 状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること



高齢者虐待って?

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では

虐待行為を

「<u>身体的虐待</u>」「<u>介護・世話の放棄・放任</u>」 「<u>心理的虐待</u>」「<u>性的虐待</u>」「<u>経済的虐待</u>」に分類 高齢者虐待を

- ①養護者による高齢者虐待
- ②養介護施設従事者等による高齢者虐待

に分けて定義している。



①身体的虐待

暴力的行為の痛みや身体にあざや外傷を与える行為が思い浮かびますが、 身体の自由を奪う行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為な ども含まれます。

- [例] 平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる ベッドに縛り付ける、意図的に過剰に薬を服用させて動きを抑制をするなど
- ★施設等において「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束(行動制限)は全て 高齢者虐待に該当します

「緊急やむを得ない場合」は、次の3要件をすべて満たす場合に限られます。

- 1. 切迫性 ➡利用者本人又は利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が 著しく高いこと
- 2. 非代替性 ➡身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- 3. 一時性 →身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

②介護・世話の放棄・放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族等が、その提供を放棄又は放任し、高齢者自身の身体的・精神的状態を悪化させていること

[例] 入浴をしておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚の汚れ 水分や食事を十分に与えられないことで、空腹状態が長期間にわたって継続し、脱水 症状や栄養失調の状態になる。 同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する など

③心理的虐待

脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること

[例] 排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる 怒鳴る、ののしる、悪口を言う、侮辱を込めて子どものように扱う 高齢者が話しかけているのに意図的に無視する など

4性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はそ の強要

[例] 排泄の失敗に対して、懲罰的に下半身を裸にして放置する おむつ交換の際に、他人に見えるように交換する キス、性器への接触、セックスを強要する など

⑤経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

[例] 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない 本人の自宅等を本人に無断で売却する 年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する など

各虐待分類に例示した以外にも、虐待行為にあたる言動はさまざまです。人によって、受け取り方も違うと考えられます。

もう一度、ケアの方法などをチェックしていてはいかがでしょうか。



養護者 · 養介護施設等従事者

①養護者

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」と定義されており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等がこれにあたると考えられます。

②養介護施設従事者等

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」に従事する職員

(次表参照)



養護者 · 養介護施設等従事者

法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	·老人居宅 生活支援事業	
介護保険法による規定	 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護 老人福祉施設 ・地域包括 支援センター 	 ・居宅サービス事業 ・地域密着型 ・居宅介護支援事業 ・介護予防 ・サービス事業 ・地域密着型介護 ・予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	「養介護施設」 又は 「養介護事業」 の業務の従事者

令和5年度における県内市町村の高齢者 虐待への対応状況調査結果より

養介護施設従事者等による高齢者虐待(和歌山県)

		_			
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談•通報件数	25 (2,267)	34 (2,047)	22 (2,390)	32 (2,795)	47 (3,441)
虐待を受けたと判 断された件数	8 (644)	10 (595)	8 (739)	7 (856)	17 (1,123)
被虐待者数	5	9	39	7	26

()内は全国

全国、県ともに、相談・通報件数、虐待を受けたと判断された件数が増加しているのは、メディア等で報道され、虐待が広く認識されてきているからと考えられますが、いずれの数字も相談や通報によって虐待の事実が明らかになったものであるということを加味すれば、実際にはもっとたくさんの人が被害にあっている可能性があると推測されます。

「<u>これは虐待にはあたらないだろうという意識から、相談・通報にも至っていない</u> ケースがあるかも知れない」ということも、念頭に入れておく必要があるのではないでしょうか。

令和5年度における県内市町村の高齢者 虐待への対応状況調査結果より

では、どんな人が、相談・通報をしているのでしょう

和歌山県では

- ①その他(19.6%)
- ②家族•親族(17.9%)

「家族・親族」からの相談・通報については、仮に、調査の結果、虐待の事実自体は確認されなくても、虐待に対しては厳正に対応する姿勢を見せ、虐待と疑われる行動をとっていなかったかなど検証する機会にしましょう。

「その他」については、本人、施設職員、介護支援専門員及び地域包括支援センター職員等からではないが、発見者には通報の義務があるため、放置せず通報しなければなりません。

普段から「これは大丈夫」と思っていることが、周りから見ると「不適切」と 思われるかもしれませんので、高齢者が安全に安心して生活が送れるようサービ ス等の提供に常に意識を持ちましょう。

なお、全国では、「当該施設職員」が28.7%と最も多く、次いで「当該施設管理者等」が16.7%となっています。



令和5年度における県内市町村の高齢者 虐待への対応状況調査結果より

虐待の状況を見ていきましょう。(和歌山県の調査結果)

区分	内 容				
性別	女性 80.8% 男性 19.2%				
年 齢	80~84歳 23.1% 85~89歳 23.1%				
介護度	要介護4 34.6% 要介護3 23.1% 要介護5 19.2%				
虐待分類	身体的虐待 65.4.% 心理的虐待 19.2%				
認知症日常 生活自立度	認知症日常生活自立度「Ⅱ以上の者」 73.1%				

虐待が発生した要介護施設等に対し、市町村または県が行った対応について、「施設等に対する指導」が14件、「改善計画提出依頼」が9件、「従事者等への注意・指導」が10件でした。なお、介護保険法上の権限行使による指導等は8件、老人福祉法上の権限行使による指導等は0件でした。

虐待の発生要因

令和5年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援 等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果より

虐待が発生する要因を見てみましょう。(全国調査の結果)

まず、一番多かったのが

職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・ 意識の不足(77.2%)

続いて

「これくらいは虐待じゃない」と思っていませんか?

職員のストレスや感情コントロールの問題(67.9%)

介護現場での虐待を未然に防ぐには、職員がストレスをためないようにすることが不可欠です。そのためには日頃から職員同士のコミュニケーションの場を設け、情報共有を密にするなど、悩みをためずにいつでも相談できる環境づくりをしておきましょう。

他にも・・・

職員の倫理観や理念の欠如(17.9%)、職員の性格や資質の問(66.7%)、職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足(63.6%)という順になっています。

養介護施設従事者等の責務

法律の中には、養介護施設の設置者、養介護事業者の責務が規定されています。(高齢者虐待防止法第20条)

- ① 養介護施設従事者等への研修の実施
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他、養介護施設従事者等による高齢者虐待 防止のための措置を講じる

(例)虐待防止の指針、対応マニュアル等の作成や虐待防止委員会の設置等



- ① 養介護施設従事者等への研修の実施
- ② 利用者や家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他、養介護施設従事者等による高齢者虐待 防止のための措置を講じる

介護の業務にあたっている従事者には、業務のプロとして、契約に基づき適切なサービスを提供する義務があるとともに、高齢者虐待の防止・発見・対応の責任があります。

法律では、<u>従事者個々人の問題だけでなく、施設・事業所にもその責任がある</u> ことを規定しています。

養介護施設従事者等の責務

養介護施設の設置者、養介護事業者の責務と同時に、次のような義務も規定されています。(高齢者虐待防止法第21条)

(養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

第21条 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行うものが設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

ここでは、養介護施設従事者等は、自分の働いている施設などで高齢者虐待を発見した場合、生命・身体への重大な危険が生じているか否かに関わらず、通報義務が生じると定められています。これは努力義務ではありません。

養介護施設従事者等の責務

とはいえ、「**守秘義務**」「**職場での不当な扱い**」を恐れて、 通報を戸惑うことはありませんか?

高齢者虐待についての通報を行うことは、養介護施設従事者等がする場合であっても

「守秘義務違反」にはなりません。 (高齢者虐待防止法第21条第6項)

ただし、「虚偽であるもの」(高齢者虐待の事実がないのに事実であるように嘘の通報をする こと)と「過失によるもの」(一般的に考えて虐待があったと「思った」ことに合理性がない場 合に通報を行うこと)は除かれます。

通報したことによって、

解雇その他の不利益な扱いを受けることを禁じています。 (高齢者虐待防止法第21条第7項) 守秘義務との関係と同じく「虚偽であるもの」と「過失によるもの」除かれます。

もちろん、相談・通報を受けた市町村等は誰から相談・通報があったかを<u>漏らすことはありません。(高齢者虐待防止法第8条、第17条第2項)</u>

高齢者虐待は未然に防ぐことはもちろんですが、早期の発見・対応が必要になります。ご協力をお願いします。

令和5年度における県内市町村の高齢者 虐待への対応状況調査結果より

もう一つデータを見てください。養護者による高齢者虐待の現状です。

養護者による高齢者虐待(和歌山県)

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
相談•通報件数	260	307	348	359	409
	(34,057)	(35,774)	(36,378)	(38,291)	(40,386)
虐待を受けたと判	133	176	182	187	214
断された件数	(16,928)	(17,281)	(16,426)	(16,669)	(17,100)
被虐待者数	139	177	187	196	220

()内は全国

高齢者への虐待は、本人や養護者の病気、人間関係、社会環境、介護疲れなど、さまざまな要因が重なり合って発生してしまうものです。高齢者が被害者で養護者が加害者と捉えてしまいがちですが、虐待には複雑な背景があることも知っておく必要があるでしょう。

もし、気になる家庭(家族)等があれば、まずは、市町村に相談していただきたいと思います。

最後に

虐待の要因はさまざまです。 まずは、虐待が起こらないように もし起こってしまっても 虐待者個人だけの責任ですか? 「気付かなかった・・・、知らなかった・・・」では...

そうならないように もう一度基本に戻って考えてみませんか?



最後に

「私とあなた」「介護する側とされる側」

いつも同じことを考え、感じているでしょうか? 違いますよね。

お互いの話(気持ち)を確認し合うこと「このケアは適切なの?」

チームとして相談・連携・確認し合えること そういった小さな所からはじめることが必要です。 虐待防止を目的として取組むのではなく、

「その人らしいイキイキとした生活への支援」の

プロセスとして虐待防止をとらえ、 組織としての取組みをお願いいたします。

